

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（365）」

2. 日時：平成28年5月13日 16時00分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 7階 耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、忠内管理官補佐、宇田川原子力規制専門職、江崎安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、糸賀原子力規制専門員、ト部原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他12名

電源開発株式会社：原子力土木室 土木耐震タスク 他1名

東北電力株式会社：土木建築部 副長 他1名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部原子力土建部 設計管理グループ副長 他2名

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（耐震土木）

5. 要旨

（1）東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「5条 津波による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○ボーリング地点及びサンプリング箇所的位置選定が、代表性・網羅性の観点で適切である事を説明すること。

○今回用いた液状化試験の方法（中空ねじりせん断試験）や、液状化しないことの判定の目安について、根拠（出典）を説明すること。

○サイクリックモビリティを評価する試験として適切な方法を整理すること。

○サイクリックモビリティの評価結果の妥当性及び当サイトへの適用性について、他の方法による判定（FLIP等）、工認実績、民間規格での取扱い等も踏まえた上で説明すること。

○サイクリックモビリティによる影響評価（沈下、ひずみ、流動化等）の方針を防潮堤、6号炉及び7号炉の取水路、その他に分けて整理し説明すること。

- 深度分布図にプロットされた凍結試料のデータと、粒径加積曲線の試料名との対応関係を追記し説明すること。
- 防潮堤とV系断層との位置関係についても説明すること。
- 基準地震動 S_s が作用した場合でも、V系断層における弱面上のずれ等が発生しないことを含め、防潮堤を十分に支持することができる地盤であることを示し説明すること。
- 傾斜、撓み、不等沈下等の変形に対して防潮堤に要求される機能が損なわれるおそれがないことを示し説明すること。
- V系断層ジョイントをモデル化するためのボーリングデータ等を示し説明すること。

(2) 東京電力より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（指摘事項に対する回答）